

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年10月まで

私の夫が、昭和40年4月にA町に転入した際、国民年金の任意加入の手続をした。その時、60歳までの保険料を一括で前納できると聞いたが、支払できる金額ではなかったため、毎月支払うことにし、薄い水色の国民年金手帳の交付を受けた。その後、41年3月にB町に転入し、引き続き毎月100円の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている上、昭和49年1月からは付加納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその夫は、国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は、国民年金の加入手続、保険料納付及び申立期間中に職場へB町役場の職員が訪問してきた際の記憶が鮮明である上、国民年金の加入手続をした際、交付された国民年金手帳の色を記憶しており、その色の国民年金手帳は、申立期間当時使用されていたことが確認できたことから申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和41年11月の検認欄は加入期間でないことを示す「納付不要」の押印がされているが、記録上は納付済期間となっているほか、同年12月の検認欄には、通常B町役場では領収できない検認印（検認47.4.24B町）が押されており、行政側の資格記録及び納付記録が適正に管理されていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岐阜国民年金 事案 662

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から59年9月まで  
22歳か23歳のころだったと思うが、A市役所から国民年金加入の案内があり、両親に相談し、加入することにした。同市の職員からさかのぼって保険料を支払える話を聞いたため、両親からお金を借りて、最初は10万円以上支払い、その後、数回まとまった金額を支払った記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年8月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間の一部は過年度納付が可能である。

また、申立人は、A市から国民年金の加入案内があり、さかのぼって納付できる旨の案内があったため、その両親に相談した上、国民年金に加入することとし、その両親に借りたお金と後日送付されてきた納付書を持って、同市役所の窓口で最初は10万円以上の金額を納付したと述べており、申立人の母親からも、同様の証言が得られた。

さらに、申立人の母親は、最初に13万円ぐらいを渡し、その後、数回、万単位の金額を渡した記憶があると述べており、申立人の母親が最初に渡したと主張する金額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な期間の保険料額とほぼ一致していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、申立人の両親は、国民年金制度発足時から国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の両親の国民年金保険料の納付意欲は高かったものと考えられ、申立人がその母親からお金を借りて納付していたと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和55年12月から57年6月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により過年度納付ができない期間であり、A市役所でこの期間の過年

度納付書を発行したとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の国民年金保険料を納付したものと推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年1月までの期間、同年4月、同年6月から同年12月までの期間、61年4月、同年7月から同年10月までの期間、同年12月、62年3月から同年5月までの期間、同年7月から同年10月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から60年1月まで  
② 昭和60年4月  
③ 昭和60年6月から同年12月まで  
④ 昭和61年4月  
⑤ 昭和61年7月から同年10月まで  
⑥ 昭和61年12月  
⑦ 昭和62年3月から同年5月まで  
⑧ 昭和62年7月から同年10月まで  
⑨ 昭和62年12月

申立期間については、当初、町内の班長に納めていた。その後、市役所の委託職員に納めていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、約33年間の国民年金加入期間について、すべて納付済みとなっている。

また、申立人は、昭和48年から63年まで地方議会議員をしており、このうち61年3月までの期間は、地方議会議員とその配偶者は国民年金への加入は任意適用であったにもかかわらず、申立人及びその妻は、国民年金に任意加入しており、納付意識が高かったものと思われる。

さらに、申立人は、当初、町内の班長に国民年金保険料を納めており、その後、市役所の委託職員に納めていたと述べており、当時の自治会加入者の証言

から、昭和 59 年から 60 年ごろまでについては、国民年金保険料の集金が町内会で行われていたことが確認でき、61 年 9 月からは、A 市で委託職員による集金制度が存在していたことが確認できたことから、申立人の主張は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと考えられ、その内容に不自然さはみられない。

加えて、申立人の妻は、申立期間に近接した昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までについては、当初未納とされていたが、A 市が保管していた「国民年金被保険者名簿」により納付事実が判明し、記録が訂正されていることから、一緒に納付したとする申立人の納付記録についても、記録不備の可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岐阜国民年金 事案 664

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年3月まで

昭和46年8月から勤務した事業所の事業主が、私の国民年金の加入手続をして、給料から保険料を天引きして納めていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8か月と短期間である。

また、申立期間中、申立人が住み込みで勤務し、一緒に国民年金保険料を納付していたとする当時の勤務先の事業主及び事業主の母親は、国民年金制度発足時から加入し、保険料を完納しており、事業主の妻も昭和41年度以降はすべて納付済みとなっていることから、事業主夫婦及び従業員の国民年金の加入及び保険料納付を行っていた事業主の母親は、国民年金保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

さらに、当時の事業主から、申立人は申立期間当時、住み込みで勤務しており、その母親が従業員国民年金保険料を給与から天引きし、納付していたとの証言が得られたことから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、この時点で申立期間は納付可能であることから、申立人の国民年金の加入手続を行った事業主の母親が、申立期間の国民年金保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年1月まで  
申立期間の昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料領収書を持っている。喪失手続及び保険料の還付を受けた記憶も無い。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和45年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間の一部の国民年金保険料領収書を所持している上、社会保険庁及びA町において、申立期間の還付記録が存在しないことが確認できた。

さらに、申立人は、「喪失手続をしたことも保険料の還付を受けたことも無い」と述べており、申立人の住所や生活状況に変化は無いことから、任意加入者である申立人が10か月の短期間に資格喪失及び資格取得する理由は見当たらず、申立人は、申立期間について、引き続き国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月30日から同年7月20日まで

A社に平成12年7月20日まで在職していたが、社会保険事務所の記録では同年6月30日資格喪失となっている。給与明細にも労働日数が同年7月20日までと記載されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成12年7月分の給料支払明細書には、「自6月21日、至7月20日、22日」と記載があることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、当該給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成12年7月分の給料支払明細書で確認できる報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、保管されている厚生年金保険適用事業所全喪届により当該事業所は平成12年6月30日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。しかし、商業登記簿では同日以後も事業継続しているほか、申立人の給料支払明細書及び供述内容から、当該事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に平成12年6月30日付けの当該全喪届を提出しており、その後、適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月30日から同年7月1日まで

平成7年10月9日から8年6月30日まで、A社において商品知識の修得及び加工業務として現場作業に従事し、同年7月1日から同社の系列子会社であるB社に異動して営業活動に従事し、12年1月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA社が提出した支給明細書(賃金台帳)に記載された入社月(平成7年10月)及び退職月(平成8年6月)により、厚生年金保険料の控除は当月控除であったことが認められるとともに、申立期間についても、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書に係る保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に係る資格喪失日は、平成8年6月30日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年同月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 40 年 12 月 26 日まで  
脱退手当金は支給された覚えは無く、会社から祝金ももらっていない。脱退手当金支給済みの記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 42 年 3 月 22 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、その後未納期間無く国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、A社B支店）における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月24日から41年3月1日まで

私は、高等学校卒業後の昭和34年4月1日、A社C支店に入社し厚生年金保険被保険者資格を取得した。各地を転勤したが、平成12年1月1日に資格喪失するまで継続して同社で厚生年金保険に加入していた。同社B営業所からD支店に転勤したときに欠落した申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びE組合の記録並びにA社から提出された在職証明書、人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年3月1日にA社B営業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年1月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年3月1日から同年9月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を同年3月1日、資格喪失日を同年9月9日とし、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月5日から31年9月13日まで

A社には労務のBさん(C社の元労務)の紹介で、D君と一緒にC社を退職後すぐに入社し1年間勤めた。仕事は入荷した反物に樹脂を付け乾燥する作業で、その合間にEさんにボイラーの操作を習った。責任者はFさんであった。D君は自分が退職するより少し前に取引先に引き抜かれ辞めた。その後C社でボイラーマンの欠員ができたので再入社した。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の始期からC社に再入社する申立期間の終期の数日前まで、A社において勤務していたことは、複数の同僚の証言、職場旅行の写真及び申立人の住宅事情(入寮)から推認できる。

また、申立人のA社への入社日は、申立期間以前から在職していた同僚が、「申立人は集団就職で入社してきた者と同時期の昭和30年7月ごろにA社に入社した」と証言していること、及び申立人が、「C社の寮に住んでいたので同社を退職後すぐにA社に入社した」と陳述していることを踏まえると、C社での資格喪失日である昭和30年9月5日(月曜日)と推認できる。一方、退職日については、C社から一緒に入社した同僚の資格喪失日(昭和31年4月25日)と同じ月に入社した別の複数の同僚は、「申立人は先輩だった。また、Gちゃんと呼ばれる方が処理の仕事をしていた」と証言していること、及び申立人が、「A社の寮に住んでいたので同社を退職後すぐにC社に入社した」と陳述していること、並びに32年1月22日に被保険者資格を喪失している同僚は、「昭和31年8月ごろ会社でもめ事があり、数名の従業員が8月末から9月

にかけて退職した。このもめ事が嫌になって申立人は退職したと思う」と証言していることを踏まえると、作業の区切りや転居期間を勘案して31年9月8日（土曜日）と推認できる。

さらに、複数の同僚は、生産現場の従業員は15人ぐらいと証言しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時のA社の従業員数と被保険者数はおおむね一致している。

一方、申立人が、「C社と一緒に退職し、A社に入社した」と陳述している同僚の健康保険厚生年金保険被保険者記録は、昭和31年3月1日に資格取得となっていることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえ、このほか、申立人の申立期間のうち、30年9月5日から31年3月1日までの期間については、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和31年3月1日から同年9月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は昭和31年3月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和62年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月29日から同年5月1日まで

昭和53年4月1日にA社B工場に入社し、62年4月30日まで勤務したにもかかわらず、年金記録上では資格喪失日が同年4月29日になっており、実態と年金記録の間で差異が生じている。現在の同社の人事担当者に尋ねたところ、同年4月30日まで勤務していたということで間違いはないという回答を得ている。厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）及び退職届並びに一般従業員退職金計算書、事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和61年10月1日の標準報酬月額により、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は事業所照会において、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失日は誤りであり、保険料を納付していない」と回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和62年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年11月30日まで  
A社を昭和22年11月30日に自己都合(家庭の事情)で退職をして実家に帰り、新たな職場を求めて活動をして、23年8月6日にB事務所へ就職をした。

昭和22年12月12日に脱退手当金を受け取ったと記載されているが、私は決して受け取っていないので脱退手当金の支給記録を取り消して年金対象期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、当時の正規脱退手当金が有効であった昭和22年9月1日から29年4月30日までに厚生年金保険を資格喪失した21名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め3名と少なく、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と38円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であったと認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年4月1日から同年11月1日まで  
② 昭和25年10月から26年6月1日まで

昭和20年3月にA国民学校を卒業して、同年4月から同年10月末までB社に勤務した。戦争中は軍需品、戦後は平和産業品である竈で炊けるご飯釜を作っていた。同年6月ごろに旋盤作業中、右まゆ毛の上にけがをして、近くのC病院で2針縫い、今でも傷跡が残っている。

また、昭和25年10月からD炭鉱で掘った石炭を運ぶ後山の仕事を先山の先輩と組んでしていたのに、加入記録は26年6月1日からとなっている。

記録が無い両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係るB社について、申立人は、「国民学校卒業後、世話になっている伯父の家から通勤できるB社に就職し、終戦後は伯父の家に居づらくなり10月末で退職した」と述べており、勤務中の仕事内容、勤務状況についても説明は具体的であること、当時の事業主の親族は、「当該事業所は昭和20年6月の空襲で被災せず終戦まで軍需工場であった。事業所所在地については申立人の説明と一致している」と証言していること、及び事業主の弟の妻は、「生前、夫から、戦後はご飯釜を作っていたと聞いている」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間①において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、B社は昭和37年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、事業主の親族は、当時の資料は保存されていないと回答しているが、複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（社会保険庁保存の旧台帳）には

申立期間①を含む戦争中の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録があることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、B社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、社会保険事務所に保存されている申立期間①における厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿についても被保険者名簿とは異なり戦災による焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号が欠落しているため、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れの可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失から半世紀もたって、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において継続して勤務し、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められることから、事業主は、申立人が主張する昭和20年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は社会保険出張所）に行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②に係るD炭鉱については、申立人が記憶する先山の先輩及び同じころに入社した同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同日であり、当該事業所に加入記録がある従業員は、「当時、坑内夫は条件次第で出入りが多かったので、入社と同時に手続をしていなかったと思う」と証言していることを踏まえると、同社では、従業員の厚生年金保険について、入社から一定期間加入させない取扱いであったことがうかがえる。

D炭鉱は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年9月14日までにすべての従業員が資格を喪失していることから、このころに厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると推認でき、当時の事業主の消息も不明で照会ができないため、申立てに係る事実を確認することができなかった。

また、社会保険事務所の申立期間②における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、整理番号にも欠番が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、こ

のほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和25年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円、同社本店における資格喪失日に係る記録を26年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月31日から同年8月1日まで  
② 昭和26年4月30日から同年5月1日まで

A社に昭和25年5月1日に入社し、48年3月16日まで引き続き勤務していた。その間、同社B工場から同社本店に、同社本店から同社工務部に転勤しているが、転勤時の厚生年金保険加入記録が1日ずつ欠落している。同一事業所内の転勤であることから、勤務に空白が発生することはあり得ない。この欠落により、厚生年金保険の加入月数が2か月不足していることになり、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書から、申立人は昭和25年5月1日から同社に継続して勤務し（昭和25年8月1日にA社B工場から同社本店に異動、26年5月1日に同社本店から同社工務部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年7月は、A社B工場の社会保険事務所における同年6月の記録から8,000円とし、26年4月は、同社本店の社会保険事務所における同年3月の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社人事部長は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和25年8月1日及び26年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを25年7月31日及び26年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、申立人に係る25年7月及び26年4月の保険料につ

いて納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年1月4日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万5,000円、同社C支店における資格喪失日に係る記録を49年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月27日から42年1月4日まで  
② 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

昭和39年10月15日から58年12月13日までA社に勤務した。41年12月分と49年3月分の2か月分が漏れていることに納得できない。当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、退職金計算書及び雇用保険の被保険者情報の照会結果から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年1月4日にA社B支店から同社C支店に、49年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年12月は、A社B支店の社会保険事務所が保管する同年11月の記録から4万5,000円に、49年3月は、同社C支店の社会保険事務所が保管する同年2月の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岐阜厚生年金 事案 474

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から同年5月11日まで

社会保険庁の年金記録では、B社の資格喪失年月日が昭和56年4月1日に、A社の資格取得年月日が同年5月11日となっているが、関連会社間の異動であり、給与も支給され厚生年金保険料も継続して控除されていたので、記録を訂正し厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社において、昭和56年4月1日付けで雇用保険の資格を取得したことが確認できる。

また、申立人の記憶する、発足当初のA社の社員数や氏名は、社会保険庁のオンライン記録及び当時同社の経理業務を兼務していたB社の経理担当者の証言と一致している上、同担当者は、「給料台帳等は保管されていないが、申立内容については相違無い」との証言をしており、申立人が申立期間中、A社に勤務していたことが推認できる。

さらに、B社及びA社の登記簿謄本並びに社会保険事務所の記録、当該経理担当者の証言から判断すると、両社の事業主は同一であり、昭和56年4月1日付けでB社から同社の子会社であるA社に異動したものであることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人に係る被保険者原票の昭和56年5月の記録から12万6,000円とすることが妥当である。



一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和56年5月11日から社会保険の適用事業所となっており、それ以前の申立てに係る期間については、適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、当時の経理担当者や同僚の証言によれば、申立期間において5人の従業員を雇用しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の資格取得年月日が昭和56年5月11日となっていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年12月までの期間及び47年6月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、63年1月から同年12月までの期間及び平成4年12月から6年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年12月まで  
② 昭和47年6月から48年9月まで  
③ 昭和63年1月から同年12月まで  
④ 平成4年12月から6年7月まで

申立期間①については、母親が集金に来たA区職員に納付してくれたはずである。申立期間②については、養母が集金に来たB町役場職員に納付してくれたはずである。申立期間③及び④については、私が免除申請をした。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の母親及び養母が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとするその母親及び養母は既に亡くなっていることから当時の状況を聴取することができず、その母親及び養母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間③及び④については、申立人は住所を転々としていたと述べているところ、申立人が居住していたとする住所が戸籍の附票では確認できない上、申立人自身も免除申請の手続を行った場所や申請した期間といった免除申請をした時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和44年11月から45年12月までの期間及び47年6月から48年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が63年1月から同年12月までの期間及び平成4年12

月から6年7月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで  
退職後、市役所で国民年金の加入手続をして、市役所の窓口で国民年金保険料を納付した。保険料は1か月450円ぐらいだったと思う。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、申立期間において行われていた印紙検認方式での納付の記憶が無いなど、申立期間当時の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻後の昭和50年9月ごろに払い出されており、同年7月1日が資格取得日となっていることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、国民年金保険料の納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成2年4月まで  
家業の酒類販売業を祖父及び両親と一緒に営んでいた。母親が店に出入りしていた銀行員に、両親と私の国民年金保険料を併せて手渡し、納付していた。両親に未納は無く、私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間中、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「母親が店に出入りしていた銀行員に、両親と私の国民年金保険料を併せて手渡し、納付していた」と述べているが、A市役所の国民年金保険料検認票で、申立人の両親は、申立期間当時、口座振替により国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、申立人の父親の預金通帳(当座預金)で、申立期間を含む昭和63年4月から平成7年1月までの期間、二人分の国民年金保険料が口座振替されている状況が見られ、申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人の納付状況に係るその母親の記憶も明確でないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から46年6月まで

昭和43年2月から自営業を始め、夫婦で国民年金の加入手続をし、集金で納付していた。夫は同年2月から国民年金に加入し納付済みになっているのに、私は46年7月から納付済みとなっている。夫婦で一緒に自営業を始めたのに、国民年金の加入日が夫婦で相違していることは考えられない。私も夫と共に43年2月に国民年金に加入して、納付していたはずだ。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当該払出日においては、申立期間の一部は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であるが、特例納付した形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料を時効にかからない48年10月に過年度納付しており、一方、申立人の夫は当該期間について、現年度納付とされていることから、申立期間において夫婦一緒に納付していたことを推定することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言できる者も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 670

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から61年1月まで  
昭和49年9月に会社を退職後、自営業を始め、同年10月にA市役所の支所又は転居した50年5月にB町役場（現在は、C市役所）で国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、口座振替で納付した。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入当初から口座振替で納付していたと主張しているが、A市で国民年金保険料の口座振替が開始されたのは昭和62年であり、B町では54年であるため、申立人の主張は不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年7月に払い出されており、同年5月26日が資格取得日となっていることから、申立期間は、未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、A市及びB町の国民年金手帳記号番号払出簿をすべて確認したところ、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで  
国民年金に任意加入してから継続して国民年金保険料を納付していた。領収書等、証明できるものは無いが、夫が市役所か金融機関で納付したはずであり未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録のほか、市の被保険者名簿の記録においても申立期間は資格喪失後の期間となっており、あわせてその処理日とみられる日付の記載もあることからすると、申立期間のうち、少なくとも昭和58年度以降は納付書の発行は無かったと考えられることから、金融機関において、国民年金保険料が納付できない期間であったことがうかがわれる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金保険料はその夫が市役所か金融機関で納付したと述べているが、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

加えて、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 12 日から同年 12 月 22 日まで  
昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同じ時期に働いていた人が加入しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 59 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の同僚は、「当該事業所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 59 年 2 月に適用事業所になり、それ以前は国民年金に加入していた」と証言しているほか、社会保険事務所の記録から、申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚は、同年 1 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 12 月 3 日から 18 年 12 月 1 日まで  
② 平成 18 年 12 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

私は、派遣社員として平成 13 年 12 月から 18 年 11 月まで A 社に、同年 12 月から 21 年 4 月まで B 社に勤めた。両事業所において派遣先は、C 社の同じ職場であった。両事業所で受け取った給与明細書に基づく支給額と社会保険事務所に届けられた標準報酬月額とは異なっており低く届けられていることが分かった。両事業所から届けられた申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、標準報酬月額が相違していることを申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるが、申立人が所持する給与明細書により、申立人は両申立期間において、社会保険事務所に管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える報酬を得ていたことは確認できる。しかし、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と同額又は当該記録より低額となっていることから、当該特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、社会保険事務所の記録によると、両申立期間のうち平成 19 年 7 月から 21 年 3 月までの標準報酬月額については、申立期間②に係る事業主から同年 7 月 27 日付けで厚生年金保険被保険者資格取得時月額訂正届、19 年 9 月及び 20 年 9 月の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届が提出され、正しい標準報酬月額に訂正されているが、申立期間②のうち資格取得時（平成

18年12月)から19年6月までは、厚生年金保険法第75条の規定により、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないと規定されていることから、当該事業所が算定基礎届を提出した日付(平成21年7月27日)から2年以上経過した時期である当該期間については、標準報酬月額が変更されても保険給付額には反映されない。

## 岐阜厚生年金 事案 467

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで

昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 6 月 30 日まで A 病院から出張し、B 病院(現在は、C 病院)に常勤の医師として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 病院の在籍証明書から、申立人は、申立期間において、B 病院に出張し、勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「1 年交代で常勤の医師として出張していた」と供述しているところ、申立人と同様の業務で当該事業所に出張し勤務した前任者については、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、事業主は、「出張により受け入れた医師も厚生年金保険及び雇用保険に加入させていた」と証言しているものの、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人から提出された当該事業所の厚生年金保険加入証明書について、交付した事業主は、申立人の在籍を確認した上で証明したものではない旨回答している上、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月 1 日から 58 年 11 月 1 日まで  
(A社)  
② 昭和 58 年 11 月 1 日から 60 年 5 月 1 日まで  
(B社)  
③ 昭和 61 年 3 月 1 日から同年 10 月 16 日まで  
④ 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
(C社)  
⑤ 平成 2 年 2 月 21 日から 3 年 4 月 1 日まで  
(D社)  
⑥ 平成 4 年 4 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで  
(E社)

社会保険事務所において、私の年金記録を調べてもらったところ、私の記憶と社会保険の記録が違うのでおかしいと思った。私は自分の覚えで会社に勤務していた期間のメモを取っていたが、その内容とも食い違う。会社に勤めていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社（現在は、F社）の事業主は、「申立人は申立期間に勤務していた」と回答しているものの、その事実を証明できる賃金台帳等の資料は保存していないとしている。

また、厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る証言を得ることができない。

さらに、昭和 56 年以降当該事業所の顧問となった社会保険労務士から、「昭和 57 年及び 58 年の標準報酬月額算定基礎届に申立人の名前は確認できない」と回答があるほか、雇用保険の記録も確認できない。

加えて、申立期間①のうち、昭和 55 年 9 月には、他の事業所において厚生年金保険被保険者として記録が確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、B 社に勤務していたと申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録から当該事業所の名称で、適用事業所としての記録は確認することができない上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険事業所番号等索引簿からも当該事業所は確認できない。

また、申立期間②に近接して厚生年金保険被保険者期間がある G 社を調査したところ、当該事業所の社会保険の適用は昭和 52 年 1 月 26 日から 57 年 1 月 1 日までとなっているほか、当該事業所に勤務していた従業員は、「B 社として事業を行っていた当時は、社会保険適用事業所ではなかったため私は国民年金に加入していたが、その後事業内容を変更し事業所名を G 社に変更した時から厚生年金保険に加入した。得意先は H 社だったが、同社の倒産により G 社も倒産した」と証言していることを踏まえると、申立人が勤務していた時期及び事業所名称について、記憶が曖昧な点が見受けられる。

- 3 申立期間③及び④について、C 社が加入していた I 健康保険組合及び雇用保険の加入記録は、厚生年金保険被保険者期間と一致することが確認できるほか、当該事業所の当時の総務担当者は、「社会保険の記録、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録の 3 つの記録が同じであれば事業所の届出は間違っていないと思う」と証言している。

また、当該事業所を継承する J 社は、当時の資料は無く不明と回答しているほか、申立期間③及び④に継続して被保険者期間のある同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る証言を得ることができない。

- 4 申立期間⑤について、雇用保険の記録から、申立人が D 社において継続して勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が平成 2 年 2 月 21 日に資格喪失した旨の届出が、同年 2 月 22 日に社会保険事務所へ提出されていることが確認できる。

また、当該事業所から提出された給料台帳により、保険料控除は翌月控除と確認できるところ、平成 2 年 2 月分の給料からは厚生年金保険料の控除が確認できるが、同年 3 月以降 7 月までの給料台帳からは厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

- 5 申立期間⑥について、申立人は、E 社において下着の販売をしていたと申し立てているところ、当該事業所はエステティックサロンであり、平成\*年の電話帳から当該事業所の広告が確認できたものの、当該事業所は社会保険

庁の記録から厚生年金保険の適用事業所として確認することができなかつたほか、当該事業所は法人事業所として確認することができなかつたことから、業種から当時の厚生年金保険法による強制適用事業所ではなかつたことうかがえる。

また、申立人は当時の事業主及び同僚を記憶しておらず、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 6 すべての申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 8 日から平成 16 年 6 月 21 日まで

昭和 39 年に A 社 (現在は、B 社) に入社以来平成 16 年に退社するまでの 40 年間、一貫して同じ会社、同じ勤務地であった。昭和 45 年の長女誕生を機に、過酷で危険を伴うが給与水準の高い「木材の輸送運搬等」を担う職務に就いた。この時から給与支払が月末 27 日と翌月 15 日の 2 回となり、2 回目支給の際は 1 回目支給時に控除されたものとは別に社会保険料や所得税、住民税等として約 5 万円があらかじめ控除された金額で振り込まれた。社会保険事務所の記録は 1 回目支給分の標準報酬月額のみであり、2 回目支給分の給料も合わせた実際の収入や 2 回目の保険料負担を合計したものに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は給料が 2 回に分けて振り込まれており、それぞれから控除された保険料の合計額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てているが、申立人名義の 2 か所の預金口座に申立期間の B 社から振り込まれているもののうち「給与」と確認できるものは、平成 5 年 3 月 26 日以降、申立事業所の給与支給日に振り込まれている 1 か所の申立人名義の預金口座のみであり、その額は月により若干の違いはあるものの、オンライン記録から推測できる厚生年金保険料等の控除額を考慮すると、社会保険庁のオンライン記録に相当する額が支給されていたと推認できる。

また、申立人から提出された平成 14 年 12 月分から 15 年 3 月分までの「給



与明細書」及び事業主から提出された同年1月分から16年6月分までの「給与明細書」における差引支給額（振込額）は、申立人から提出された給与明細書と一致しており、申立人名義の「給与」と確認できる1か所の預金口座に振り込まれた金額とも一致している。

さらに、事業主は、「配送業者は本来社会保険に加入できないが、申立人が配送業者として独立するに当たり社会保険への加入を希望したため、備車代の一部を給与扱いとし、保険料は本人同意の基、本人が全額負担することで社会保険に加入した」と述べており、保険料控除について、「給与からは、本人負担分の保険料を控除した上で給与支給日に申立人が指定した金融機関の申立人名義の預金口座へ振り込んだ。毎月事業所へ提出された申立人からの備車代請求書の請求金額からは、給与として支給した金額と事業主負担分の保険料を控除した金額を、一般支払日に給与振込みをした金融機関とは別の申立人が指定した金融機関の申立人名義の預金口座へ振込みしたが、これについては備車代であり、給与ではない」と回答している。

加えて、同事業所で申立人と同じ配送業者であった複数の同僚は、「備車である配送業者は本来社会保険に加入できないが、保険料全額負担で社会保険に加入させてもらった。配送業者としての契約書や保険料全額負担についての同意書は、業務遂行に当たり信頼関係の基、交付していない。申立人も同じ立場であった」旨の証言をしており、申立人についても、業務の変更によって配送業者の立場になったと推認される。

また、申立人は、業務遂行に当たり自らの所有する車両を使用し、付随する諸経費も負担しており、毎月「備車代請求書」を提出していることを踏まえると、この場合の支給金額は請負業者に対する対価の支払と考えられ、厚生年金保険法上の適用事業所に使用される者が受け取る労働の対価としての給与には該当しないと考えられることから、「備車代請求書」により請求された金額から給与振込みした金額を控除した分については、報酬とみなすことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 477

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 10 月 31 日まで  
A社に入社後、社員研修が有り、本社のあるB県で10日ぐらい実技などを学んだ。入社後は早番と遅番に別れて仕事をしていた。当時、エステサロンのオープンが珍しく、人の体を直接触る仕事だったため、社員一人一人が研修をしてお客様に接しており、アルバイトという雇用形態の人はいなかったと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録から、申立期間のうち平成元年6月12日から同年9月15日までA社C店に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「採用後、雇用保険は速やかに加入手続したが、その後、3か月ないし4か月間はエステ技術修得のための研修期間を試用期間とし、同期間終了後、厚生年金保険被保険者資格取得手続きした」と回答しているほか、A社C店の開店時（平成元年4月1日）から勤務していた同僚は、「3か月間の研修期間終了後に厚生年金保険被保険者資格取得したが、申立人は私より2か月ないし3か月後に入社した」と証言をしており、その同僚は証言のとおり記録であることを踏まえると、同社においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社が加入しているD基金での申立人の加入記録は確認できない。

なお、社会保険事務所の記録から、申立期間において、申立人は他の事業所での厚生年金保険被保険者期間が存在するほか、国民年金の加入手続及び国民年金保険料免除申請手続きが行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 9 日から 44 年 7 月 1 日まで  
昭和 37 年 6 月 21 日から 58 年 8 月 1 日まで継続して A 社に勤めていた。  
私の夫は、亡くなるまで同社の代表取締役だった。夫が死亡するまでは、社長以下役員変更は無く、42 年 8 月 9 日から 44 年 7 月 1 日までの間の資格喪失はあり得ないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の供述から、申立期間において A 社に継続して非常勤役員であったと認められる。

しかし、上記同僚の供述によると、申立人は、他の同僚とは異なり、定期的な事業所への出勤状況が無く、名目だけであったかもしれないとするなど、厚生年金保険被保険者資格の要件を満たす勤務実態であったことはいかたがえない。

また、A 社は、当時の人事記録及び給与関係書類を有しておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないため、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除の実態を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月から 31 年 2 月まで  
中学校を卒業後、職業訓練を行い、その後 A 社に溶接工として、昭和 30 年 3 月から 31 年 2 月まで勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言と申立人の証言が一致することから、申立人は A 社において、期間は特定できないものの勤務していたものと推認できる。

しかし、当時、厚生年金保険の加入手続を担当していた事務員は、「人の出入りが激しかったので、入社して 2 か月から 3 か月間は加入させていなかった」と証言している上、学卒で 4 月に入社した同僚も厚生年金保険の加入は 10 月からになっていることを踏まえると、申立事業所においては、入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立事業所は現存しているものの、当時の資料は全く保管されておらず確認することができないと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の番号は連番になっており欠番も無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。